

第1号議案

豊岡市過疎地域自立促進計画の変更について

豊岡市過疎地域自立促進計画を別紙のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年3月3日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

（理由）事業内容の追加により、計画の変更を要するため。

豊岡市過疎地域自立促進計画 (変更箇所)

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	変更後		変更前	
	事業名 (施設名)	事業内容	事業名 (施設名)	事業内容
1 産業の振 興	(3) 計画 事業計画 (平成 28 年度～32 年度)		(3) 計画 事業計画 (平成 28 年度～32 年度)	
	(8) 観光又 はレクリエ ーション	城崎温泉交流センター改修事 業 省エネ化工事	(8) 観光又 はレクリエ ーション	—
	(9) 過疎地 域自立促進 特別事業	城崎怪談事業	(9) 過疎地 域自立促進 特別事業	—
		駅通り公園朝市事業(補助金) 歴史的建築物保存活用事業 (補助金)		—
		事業主体	事業主体	備考
		市	—	—
		民間	—	—
		民間	—	—
		民間	—	—
		城崎	—	—
		城崎	—	—
		城崎	—	—
		城崎	—	—

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	変更後	変更前																								
(33～34 頁) 2 交通通信 体系の整備、情 報化及び地域 間交流の促進	(3) 計画 事業計画 (平成 28 年度～32 年度) <table border="1" data-bbox="475 1048 911 1809"> <thead> <tr> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業 主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 市町村 道 道路</td> <td>林区内線第 3 号 (改良) L = 60m W = 2.5m</td> <td>市</td> <td>竹野</td> </tr> <tr> <td>橋りよう</td> <td>小丸橋 (小丸来日線) L = 46.7m W = 3.0m</td> <td>市</td> <td>竹野</td> </tr> </tbody> </table>	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	(1) 市町村 道 道路	林区内線第 3 号 (改良) L = 60m W = 2.5m	市	竹野	橋りよう	小丸橋 (小丸来日線) L = 46.7m W = 3.0m	市	竹野	(3) 計画 事業計画 (平成 28 年度～32 年度) <table border="1" data-bbox="485 248 920 1010"> <thead> <tr> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業 主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 市町村 道 道路</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>橋りよう</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	(1) 市町村 道 道路	—	—	—	橋りよう	—	—	—
事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考																							
(1) 市町村 道 道路	林区内線第 3 号 (改良) L = 60m W = 2.5m	市	竹野																							
橋りよう	小丸橋 (小丸来日線) L = 46.7m W = 3.0m	市	竹野																							
事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考																							
(1) 市町村 道 道路	—	—	—																							
橋りよう	—	—	—																							

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	変更後		変更前	
	事業名 (施設名)	事業内容	事業名 (施設名)	事業内容
6 教育の振 興	(3) 計画 事業計画 (平成 28 年度～32 年度)			
	(3) 集会施 設、体育施 設等 公民館	城崎庁舎改修事業 空調機器更新工事	(3) 集会施 設、体育施 設等 公民館	—
	体育施設	中竹野ふるさと館改修事業 吊り天井改修等	体育施設	—
	(4) 過疎地 域自立促進 特別事業	円山川城崎漕艇場公認コース 認定更新事業	—	—
		市	市	—
		市	市	—
		城崎	城崎	—
		竹野	竹野	—
		市	市	—
		城崎	城崎	—

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	変更後	変更前																
(51頁) 9 その他地 域の自立促進 に関し必要な 事項	(3) 計画 事業計画 (平成 28 年度～32 年度) <table border="1" data-bbox="469 1039 716 1805"> <thead> <tr> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業 主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>過疎地域自 立促進特別 事業</td> <td>但東婚活応援プロジェクト事 業</td> <td>市</td> <td>但東</td> </tr> </tbody> </table>	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	過疎地域自 立促進特別 事業	但東婚活応援プロジェクト事 業	市	但東	(3) 計画 事業計画 (平成 28 年度～32 年度) <table border="1" data-bbox="469 239 716 1001"> <thead> <tr> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業 主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>過疎地域自 立促進特別 事業</td> <td>---</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> </tbody> </table>	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	過疎地域自 立促進特別 事業	---	---	---
事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考															
過疎地域自 立促進特別 事業	但東婚活応援プロジェクト事 業	市	但東															
事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考															
過疎地域自 立促進特別 事業	---	---	---															

## 第2号議案

### 豊岡市辺地総合整備計画の策定について

公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を、別紙「豊岡市辺地総合整備計画」のとおり定めたいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年3月3日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由) 辺地における公共的施設の整備に対する財政上の特別措置を受けるため。

# **豊岡市辺地総合整備計画 (案)**

平成 29 年度

平成 29 年 3 月

**兵 庫 県 豊 岡 市**

## 豊岡市総合整備計画

兵庫県豊岡市竹野町三原辺地  
(辺地の人口 102 人 面積 11.6k㎡)

### 1 辺地の概況

- |                       |                 |
|-----------------------|-----------------|
| (1) 辺地を構成する市(町)又は字の名称 | 豊岡市竹野町三原        |
| (2) 地域の中心の位置          | 豊岡市竹野町三原二ツヤ 157 |
| (3) 辺地度点数             | 137 点           |

### 2 公共的施設の整備を必要とする事情

当地区は、市の中心部から西へ約 20km 離れ、竹野川の上流で 2 つの溪谷から成り立つ山間部に位置する辺地地区である。

豊岡市ではスギ・ヒノキの人工林について、適切な保育事業(除間伐、搬出間伐等)及び林道・作業道等の森林路網の整備を実施することにより、森林の持つ水源かん養等の公的機能向上を図ると共に防災機能の強化に努めている。

林道三原水口線は、豊岡市竹野町三原から豊岡市日高町水口とを結ぶ 7.7km の森林管理道である。平成 18 年 11 月に開通し、沿線の利用区域で主伐・間伐等の施業が行われているが、林道起点の三原側の約 2km の区間において、林道法面からの落石や路面洗掘が顕著であり、また、一部林道を横断する小河川の土砂堆積が著しく、豪雨の際には林道路面にまで流入し通行が著しく困難な状況にある。

このため、林道通行・管理に影響を及ぼす堆積土砂や落石の撤去、洗掘された林道路面補修を行うことにより、通行の安全を確保するとともに、更なる森林整備の推進を図るものである。

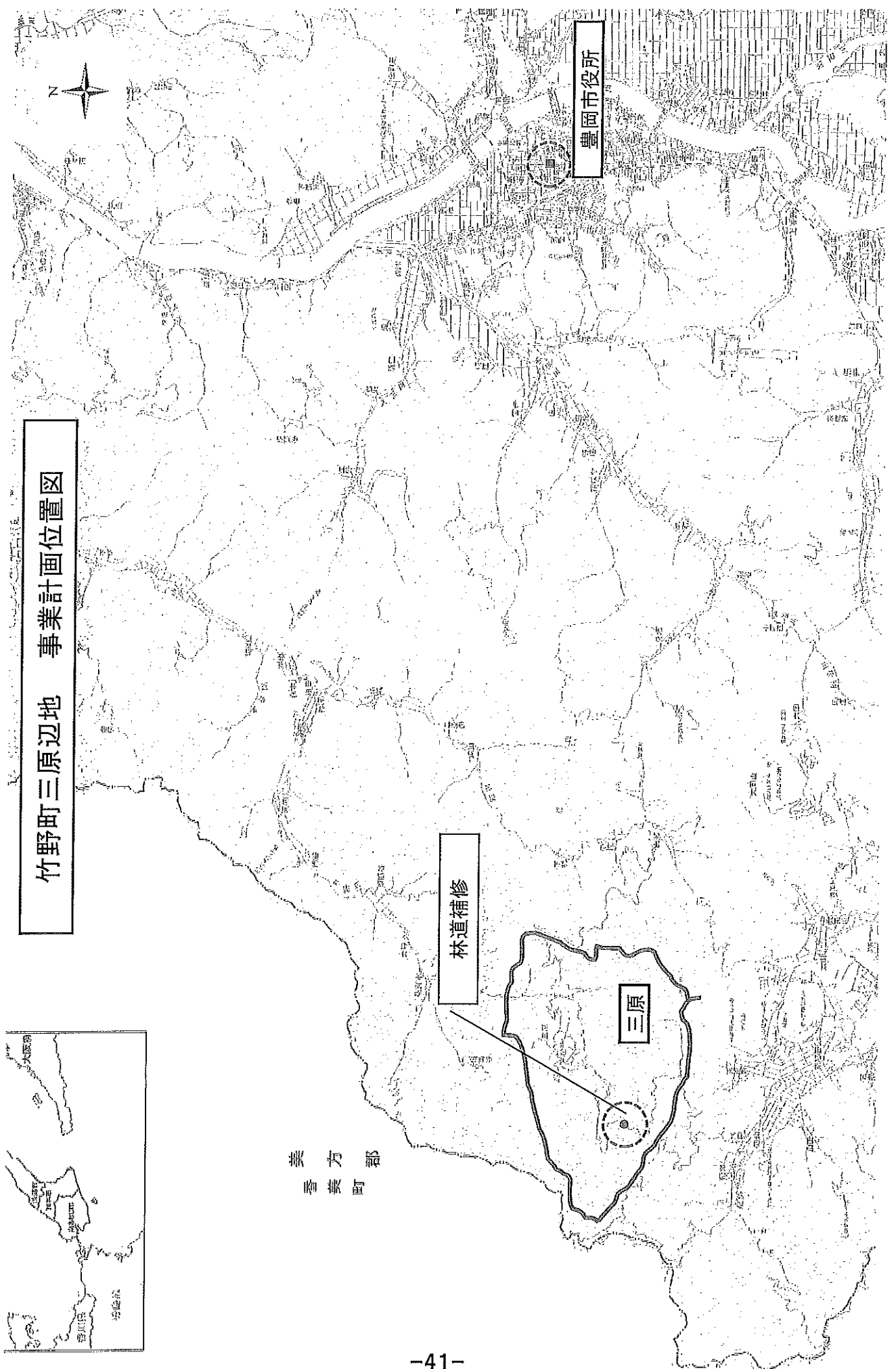
### 3 公共的施設の整備計画

平成 29 年度 (1 年間)

(単位 千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
林道三原水口線	豊岡市	700	0	700	700
合計		700	0	700	700





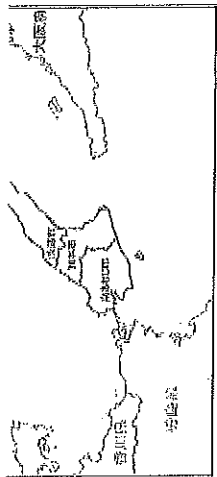
竹野町三原辺地 事業計画位置図

豊岡市役所

林道補修

三原

美 方 郡  
香 葉 町



## 豊岡市総合整備計画

兵庫県豊岡市日高町万場辺地

(辺地の人口 149 人 面積 3.0k m<sup>2</sup>)

### 1 辺地の概況

- |                       |                  |
|-----------------------|------------------|
| (1) 辺地を構成する市(町)又は字の名称 | 豊岡市日高町万場         |
| (2) 地域の中心の位置          | 豊岡市日高町万場下畑 283-1 |
| (3) 辺地度点数             | 105 点            |

### 2 公共的施設の整備を必要とする事情

当地区は、市の中心部から南西へ約 25 km 離れ、周囲を 1,000m 前後の山々に囲まれた神鍋高原に位置する辺地地区である。

豊岡市ではスギ・ヒノキの人工林について、適切な保育事業(除間伐、搬出間伐等)及び林道・作業道等の森林路網の整備を実施することにより、森林の持つ水源かん養等の公的機能向上を図ると共に防災機能の強化に努めている。

林道神鍋蘇武線は、豊岡市日高町万場から県管理の広域基幹林道妙見蘇武線とを結ぶ 5.6 km の森林管理道である。平成 18 年 8 月に開通し、沿線の利用区域では主伐・間伐等の施業が行われているが、近年の局地的豪雨などにより林道路面が大きく侵食され、ほぼ全線に渡り通行に支障が生じている状況にある。

また、当林道は広域基幹林道から万場集落を通じ国道 482 号を結ぶ重要な林道と位置付けており、神鍋高原を見渡せる位置にもあることから林業以外での通行も多い。

このため、林道路面の特に荒廃の著しい箇所を重点的に補修することにより、通行の安全の確保を重点に置き、更なる森林整備の推進を図るものである。

### 3 公共的施設の整備計画

平成 29 年度 (1 年間)

(単位 千円)

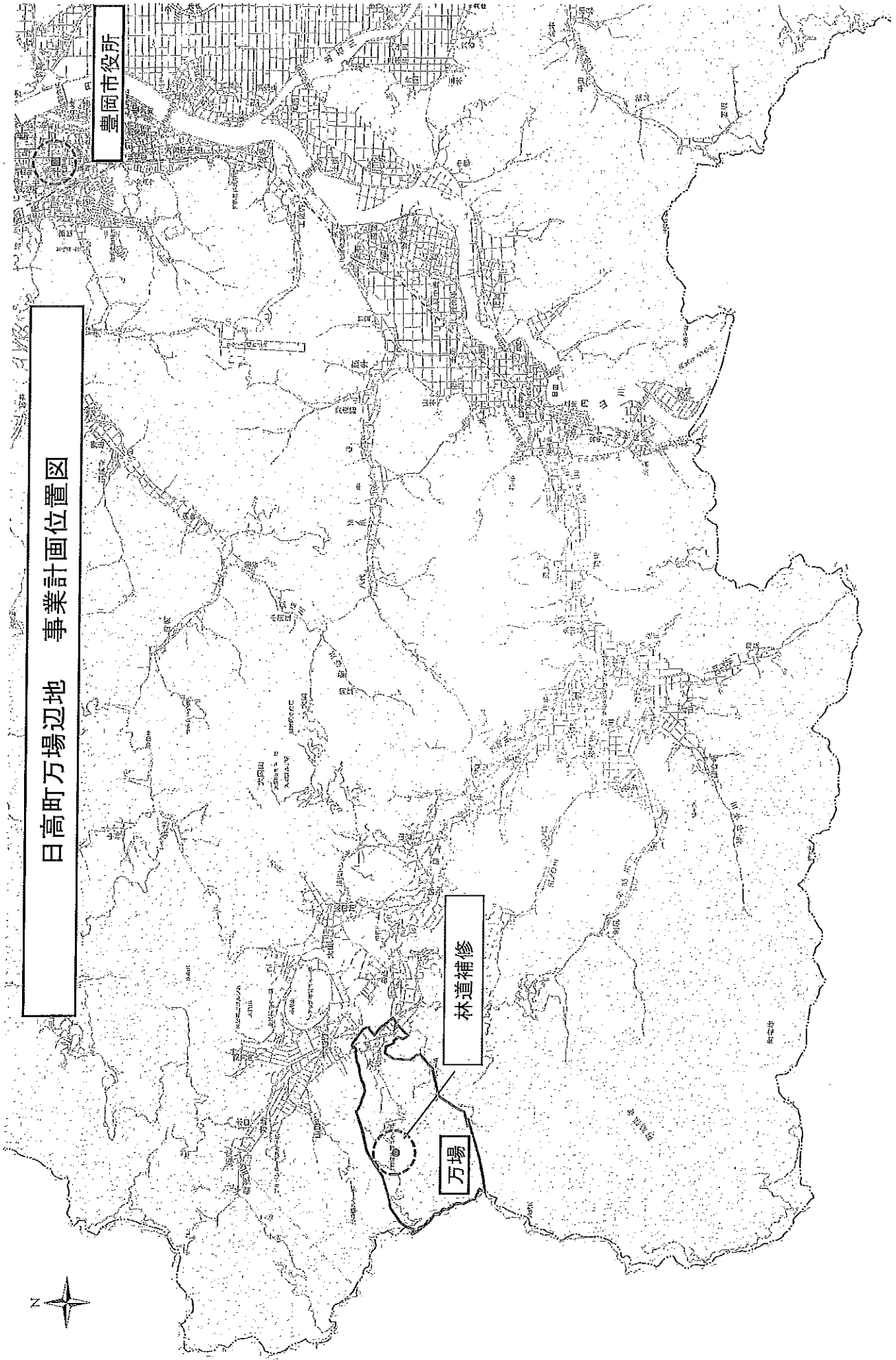
施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
林道神鍋蘇武線	豊岡市	2,600	0	2,600	2,600
合計		2,600	0	2,600	2,600

日高町万場辺地 事業計画位置図

豊岡市役所

林道補修

万場



第3号議案

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

平成29年3月3日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

事故区分及び 事故発生年月日	交通事故 平成28年10月14日（金）午後7時30分頃
事故発生場所	兵庫県豊岡市小島 [REDACTED]
相手方の 住所氏名	[REDACTED] [REDACTED]
損害賠償額	金 996,240円 也
事故の概要	[REDACTED]が管轄区域内を巡回警備中に、方向転換を行うため車両を後退させた際、駐車中の相手方所有の普通乗用車の後部に追突し、相手方車両の車体後部を損傷させたもの。 (過失割合 豊岡市10割)

## 第4号議案

### 市有財産の処分について

下記の市有財産を処分しようとする。よって、豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年豊岡市条例第55号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成29年3月3日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

### 記

- 1 財産の名称 豊岡市立円山川運動公園の一部
- 2 財産の表示 豊岡市引野字上嶋823番1外45筆
- 3 財産の内容 土地 52,580.91平方メートル
- 4 処分予定価格 320,176,646円
- 5 契約の相手方 豊岡市幸町10番3号  
国土交通省 近畿地方整備局  
豊岡河川国道事務所長 別 木 孝

(備考) 明細は別紙のとおり

## 【明細】

(土地)

所在地番		地目		面積 (㎡)	
		公簿	現況	公簿	実測
豊岡市引野字上嶋	8 2 3 番 1	田	雑種地	1,850	1,869.92
〃	8 2 3 番 2	田	雑種地	1,800	1,809.62
〃	8 2 3 番 4	田	雑種地	1,800	1,810.27
〃	8 2 3 番 5	田	雑種地	540	544.61
〃	8 2 5 番 1	田	雑種地	1,020	1,021.93
〃	8 2 5 番 2	田	雑種地	240	257.17
〃	8 2 6 番	田	雑種地	1,800	1,832.60
〃	8 2 7 番	井溝	雑種地	474	482.65
豊岡市土淵字新畑	1 0 5 4 番 1	田	雑種地	1,969	1,973.18
〃	1 0 5 4 番 2	田	雑種地	301	305.07
〃	1 0 5 4 番 3	田	雑種地	1,507	1,528.85
〃	1 0 5 4 番 4	田	雑種地	1,809	1,835.48
〃	1 0 5 4 番 5	田	雑種地	1,809	1,832.81
〃	1 0 5 4 番 6	田	雑種地	1,809	1,832.46
〃	1 0 5 5 番	井溝	雑種地	150	151.44
〃	1 0 5 6 番	公衆用道路	雑種地	723	729.71
〃	1 0 5 8 番 1	田	雑種地	1,800	1,855.75
〃	1 0 5 8 番 2	田	雑種地	120	127.48
〃	1 0 6 1 番 1	田	雑種地	1,680	1,691.59
〃	1 0 6 2 番 1	田	雑種地	1,800	1,819.48
〃	1 0 6 2 番 2	田	雑種地	1,800	1,818.82
〃	1 0 6 4 番 1	井溝	雑種地	118	119.97
〃	1 0 6 4 番 2	公衆用道路	雑種地	522	522.07
豊岡市土淵字蛇ヶ鼻	1 0 6 7 番 1	田	雑種地	1,296	1,369.85
〃	1 0 6 7 番 2	田	雑種地	798	830.18
〃	1 0 6 8 番	田	雑種地	1,800	1,840.91
〃	1 0 6 9 番	田	雑種地	1,800	1,843.80
〃	1 0 7 0 番	田	雑種地	1,800	1,838.77

所在地番	地目		面積 (㎡)	
	公簿	現況	公簿	実測
豊岡市土淵字蛇ヶ鼻 1071番	田	雑種地	1,800	1,839.29
〃 1073番	井溝	雑種地	536	538.10
豊岡市土淵字上割 1082番1	田	雑種地	1,800	1,837.01
〃 1082番2	田	雑種地	900	918.49
〃 1082番3	田	雑種地	900	919.16
〃 1082番4	田	雑種地	1,302	1,319.63
〃 1082番5	田	雑種地	498	517.86
〃 1082番6	田	雑種地	1,200	1,218.33
〃 1082番7	田	雑種地	600	620.41
〃 1083番	井溝	雑種地	39	427.49
〃 1083番1	田	雑種地	498	499.49
〃 1083番2	田	雑種地	1,302	1,320.72
〃 1083番3	田	雑種地	1,398	1,402.56
〃 1084番1	田	雑種地	1,254	1,261.31
〃 1084番2	田	雑種地	167	173.56
〃 1084番3	田	雑種地	1,799	1,454.54
〃 1084番4	田	雑種地	396	404.21
〃 1084番5	田	雑種地	402	412.31
計			51,726	52,580.91

## 第5号議案

### 訴えの提起について

豊岡市立出石総合スポーツセンター用地である「豊岡市出石町福住字田淵913番813㎡」に関して、登記名義人の相続人である相手方に対し、時効取得を原因とする所有権移転登記手続きを求めて訴えを提起しようとする。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成29年3月3日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

### 記

#### 1 訴訟の相手方

氏 名	住 所
████████	████████
██████	████████
████████	████████
██████	████████
████████	████████
██████	████████
████████	████████
██████	████████
████████	████████
██████	████████
████████	████████
██████	████████
████████	████████
██████	████████
████████	████████
██████	████████

#### 2 出訴の要旨

(1) 豊岡市立出石総合スポーツセンター（以下「スポーツセンター」という。）



の用地「豊岡市出石町福住字田淵913番 813㎡」に関し、合併前の旧出石町は、同土地を財産台帳に登載して、昭和48年7月15日に供用開始した「出石町町民総合グラウンド」の用地として占有し、以来、20年後の平成5年7月15日を経て、現在においても、旧出石町を承継した市がスポーツセンター用地として占有している。

(2) 当該用地は、当時買収したが、何らかの事情により所有権移転登記が未了であると認識している。

(3) 市は、本来、売買を原因とする所有権移転登記手続を求めるべきところ、本件については、相手方に対して、時効を援用し、所有権に基づき、同土地につき、昭和48年7月15日時効取得を原因とする所有権移転登記手続を求める訴えを提起しようとするものである。

### 3 訴訟に関する取扱い

控訴、上告、和解等この訴訟に関するすべての事項の実施については、市長に一任する。





氏名	住所
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]

## 2 出訴の要旨

- (1) 豊岡市立出石総合スポーツセンター（以下「スポーツセンター」という。）の用地「豊岡市出石町福住字杓垣1199番 92㎡」に関し、合併前の旧出石町は、同土地を財産台帳に登載して、昭和48年7月15日に供用開始した「出石町町民総合グラウンド」の用地として占有し、以来、20年後の平成5年7月15日を経て、現在においても、旧出石町を承継した市がスポーツセンター用地として占有している。
- (2) 当該用地は、当時買収したが、何らかの事情により所有権移転登記が未了であると認識している。
- (3) 市は、本来、売買を原因とする所有権移転登記手続を求めるところ、本件については、相手方に対して、時効を援用し、所有権に基づき、同土地につき、昭和48年7月15日時効取得を原因とする所有権移転登記手続をを求める訴えを提起しようとするものである。

## 3 訴訟に関する取扱い

控訴、上告、和解等この訴訟に関するすべての事項の実施については、市長に一任する。

## 第7号議案

### 豊岡市農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価について

平成29年度豊岡市農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価を下記のとおり定めたいので、豊岡市農業共済条例（平成17年豊岡市条例第115号）第5条第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年3月3日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

#### 記

1 賦課総額	5,906,000円
2 賦課単価	
(1) 水稻共済割	共済金額1万円当たり 20円
(2) 麦共済割	共済金額1万円当たり 20円
(3) 家畜共済割	
ア 乳牛	共済金額1万円当たり 60円
イ 肉用牛	共済金額1万円当たり 50円
ウ 豚	共済金額1万円当たり 40円
(4) 果樹共済割	共済金額1万円当たり 50円
(5) 畑作物共済割	共済金額1万円当たり 60円
(6) 園芸施設共済割	
ア プラスチックハウスⅡ類	共済金額1万円当たり 10円
イ ガラス室Ⅱ類	共済金額1万円当たり 2円



○ 水稻特別積立金取崩し額の根拠 3,286 千円以内 (特積戻入、業務繰入)

有害鳥獣等対策事業費 (1)	4,000,000円
水稻共済損害防止事業費助成金 (2)	714,000円
(1) - (2)	<u>3,286,000円</u>



(資 料)

○ 特別積立金取崩しに係る共済収支の5年後(平成34年度)の推計

	推 計 の 項 目	見込金額等
①	積立金見込残高	97,725千円
②	支払責任共済金見込額	16,739千円
③	手持共済掛金見込額	1,897千円
④	支払責任共済金への積立金充当必要額 (②-③)	14,842千円
⑤	積立金取崩しによる支払余力 (①/④)	約6.6倍

以上のおおりに推計されることから、今後5年間、共済金の支払いに窮するおそれはないものと予測される。

第 9 号議案

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

平成29年 3 月 3 日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

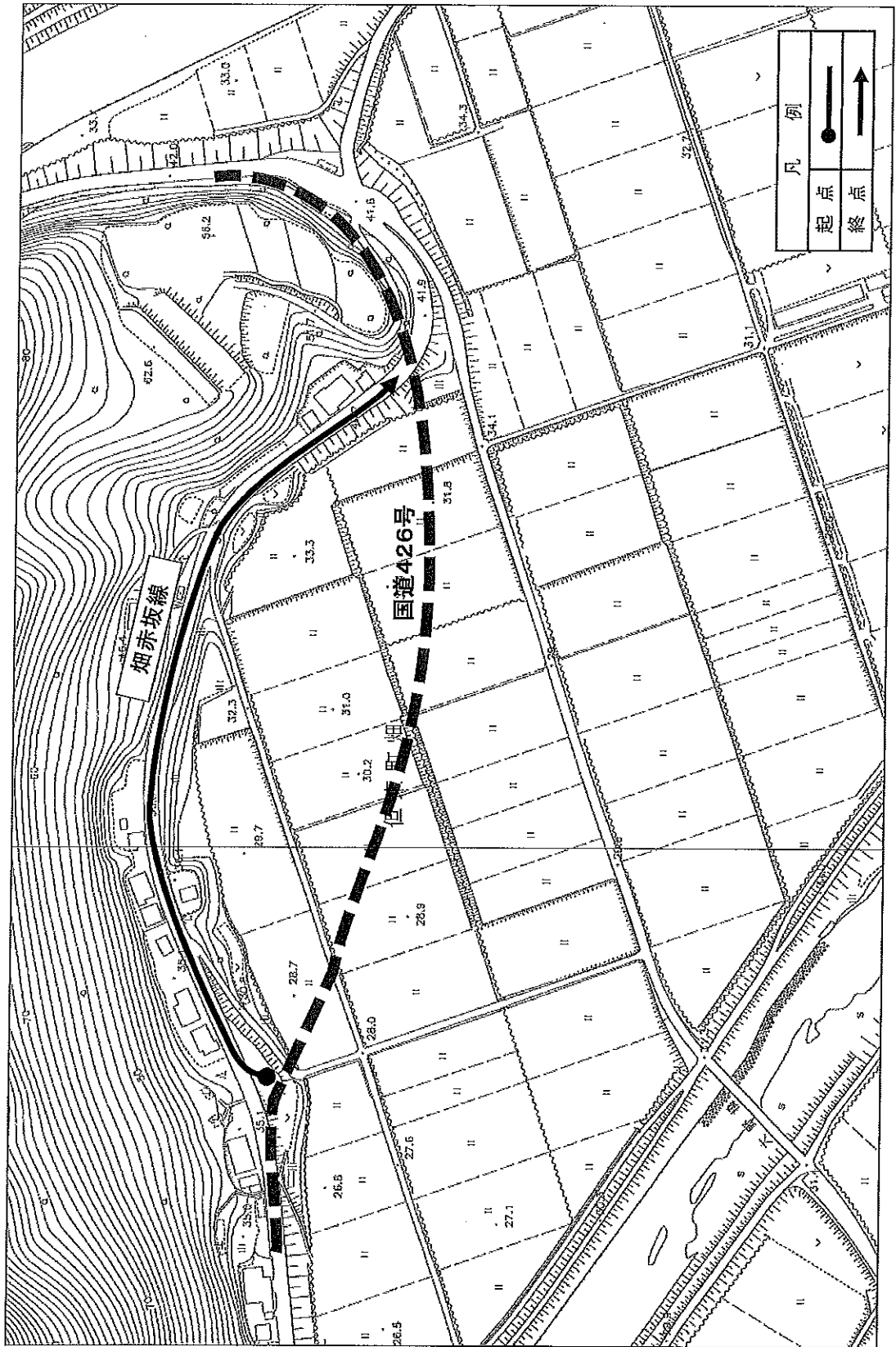
整理 番号	路 線 名	起 点 終 点	主な 経過地
1	畑赤坂線	豊岡市但東町畑字曲り 1057 番 11 地先 豊岡市但東町畑字大野山 223 番 26 地先	

(参考)

(単位：m)

整理 番号	地区名	路線名	延長	幅員 (最小)	幅員 (最大)	主な 経過地
1	但東町畑	畑赤坂線	420.0	8.0	21.0	

路線認定図(畑赤坂線)



第10号議案

市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、下記のとおり市道路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

平成29年3月3日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

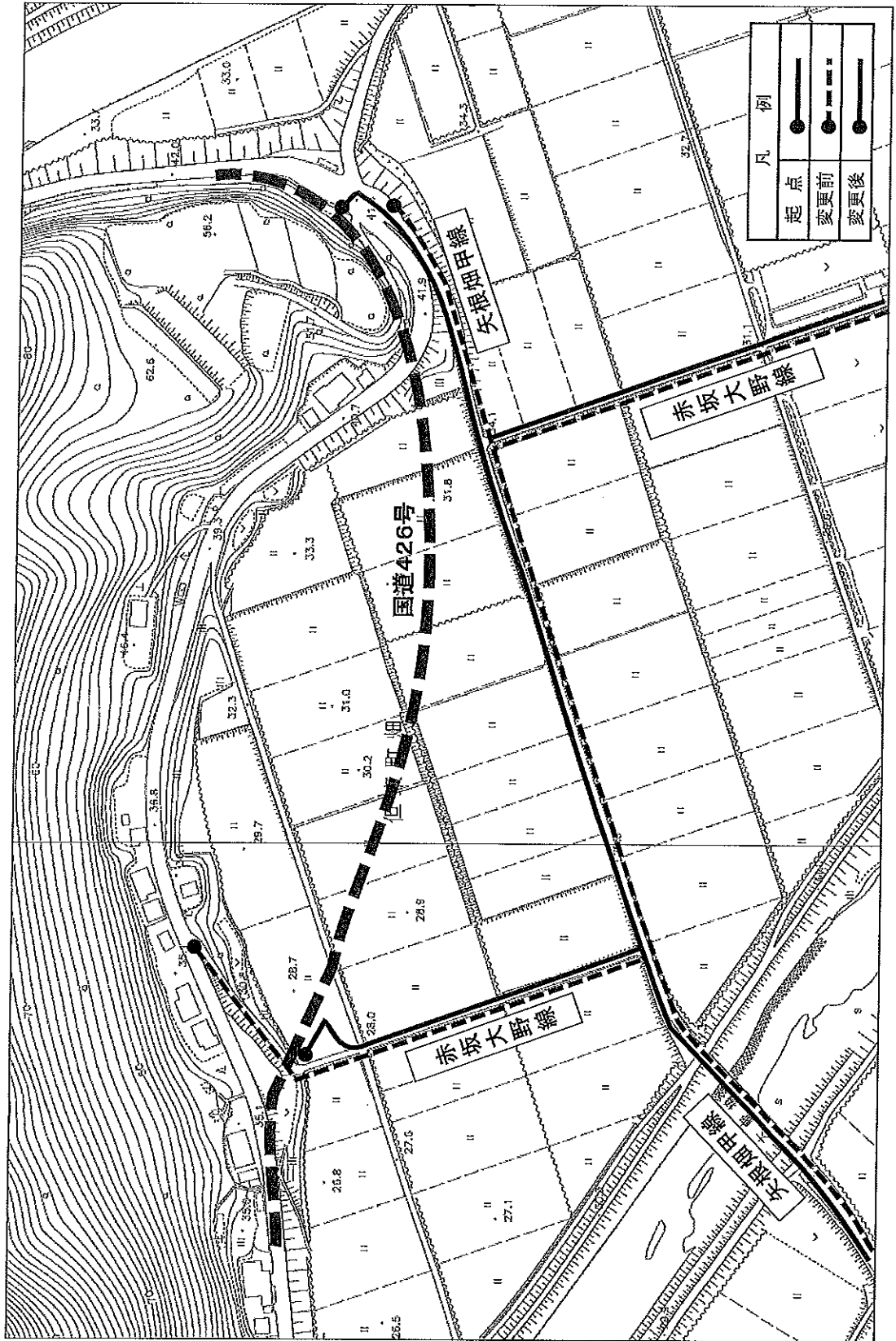
整理 番号	路 線 名		起 点 終 点	主な 経過地
1	赤坂大野線	旧	豊岡市但東町畑字大野山220番 地先 豊岡市但東町矢根字ノジリ500番1 地先	
		新	豊岡市但東町畑字山根1020番3 地先 豊岡市但東町矢根字ノジリ500番1 地先	
2	矢根畑甲線	旧	豊岡市但東町畑字大野山223番1 地先 豊岡市但東町畑字水口94番1 地先	
		新	豊岡市但東町畑字大野山223番3 地先 豊岡市但東町畑字水口94番1 地先	

(参考)

(単位：m)

整理 番号	路線名	新旧 の別	延長	幅員 (最小)	幅員 (最大)	主な 経過地	備考
1	赤坂大野線	旧	1,813.0	2.0	8.0		
		新	1,752.0	2.0	8.0		
2	矢根畑甲線	旧	2,533.5	3.5	16.0		
		新	2,571.5	3.5	16.0		

路線変更図(赤坂大野線、矢根畑甲線)



## 第11号議案

### 工事請負変更契約の締結について

平成28年6月29日議決のあった第69号議案にかかる工事請負契約について、下記のとおり変更契約を締結する。よって、豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年豊岡市条例第55号）第2条の規定により議会の議決を求める。

平成29年3月3日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

### 記

- 1 契約の目的 瀬戸運河連絡橋整備工事（その3）
- 2 契約の方法 変更分随意契約
- 3 契約の金額 161,725,680円  
（前契約金額 154,980,000円）
- 4 契約の相手方 豊岡市城崎町結90番地  
岸本建設株式会社  
代表取締役 岸本 治

（備考） 工期限 平成29年3月31日



## 参考資料

### 瀬戸運河連絡橋整備工事（その3）の工事概要

#### 橋梁左岸下部工（概要変更なし）

橋脚工	2基
ボックスカルバート工	1基
場所打杭工	20本
撤去工	1式
仮設工	1式
復旧工	1式

## 第12号議案

### 工事請負変更契約の締結について

平成28年7月11日に契約を締結した栃江橋左岸下部工事請負契約について、下記のとおり変更契約を締結する。よって、豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年豊岡市条例第55号）第2条の規定により議会の議決を求める。

平成29年3月3日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

#### 記

- 1 契約の目的 栃江橋左岸下部工事
- 2 契約の方法 変更分随意契約
- 3 契約の金額 210,647,520円  
(前契約金額 148,274,280円)
- 4 契約の相手方 大阪府中央区大手前1丁目5番44号  
大阪合同庁舎第1号館  
契約担当官  
近畿地方整備局長 池田 豊人

(備考) 工期限 平成29年7月31日

## 参考資料

### 栃江橋左岸下部工事の概要

橋梁下部工	変更前	変更後
河川土工	1 式	1 式
橋台工	1 基	1 基
法覆護岸工	—	1 式
構造物撤去工	1 式	1 式
仮設工	1 式	1 式

## 第 13 号議案

### 工事請負契約の締結について

市営塩津住宅 3 号棟外壁・屋根等改修建築工事について、下記のとおり工事請負契約を締結する。よって、豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年豊岡市条例第 55 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 3 月 3 日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

### 記

- 1 契約の目的 市営塩津住宅 3 号棟外壁・屋根等改修建築工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 151,740,000 円
- 4 契約の相手方 豊岡市日高町浅倉 15 番地  
株式会社谷垣工業  
代表取締役 東谷 則英

(備考) 工期限 平成 29 年 12 月 25 日

## 参考資料

### 市営塩津住宅3号棟外壁・屋根等改修建築工事

#### 1 施工場所 豊岡市塩津町地内

#### 2 工事概要

- |                              |    |
|------------------------------|----|
| (1) ドア・窓などの開口部・打継目地シーリング打替え  | 1式 |
| (2) バルコニー・屋上塗膜防水             | 1式 |
| (3) 屋上既存アスファルト防水施工後、塩ビシート貼り  | 1式 |
| (4) 外壁補修（クラック補修、剥離、浮き補修）     | 1式 |
| (5) 外壁・天井塗装改修                | 1式 |
| (6) 玄関建具・各鉄部塗装改修             | 1式 |
| (7) 屋根材葺き替え                  | 1式 |
| (8) 既存ポンプ庫解体                 | 1式 |
| (9) 共用部照明器具取替（蛍光灯⇒LED）<br>など | 1式 |

#### 3 建物概要

- |                  |                         |
|------------------|-------------------------|
| (1) 昭和62年建築      |                         |
| (2) 8階建て         |                         |
| 1～4階 鉄骨鉄筋コンクリート造 |                         |
| 5～8階 鉄筋コンクリート造   |                         |
| (3) 延床面積         | 3,372.12 m <sup>2</sup> |
| (4) 管理戸数         | 84戸                     |

## 第14号議案

農業委員会の委員の認定農業者過半数要件の例外適用につき同意を求めることについて

豊岡市農業委員会の委員の任命に当たり、認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の例外規定を適用したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第5項および同法施行規則（昭和26年農林水産省令第23号）第2条第2号の規定により、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等とすることについて、議会の同意を求める。

平成29年3月3日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治